

平成28年度

## 上京区民まちづくり活動支援事業募集案内

上京区役所では、上京区内で実施される区民やNPO、事業者等の方々の自発的、主体的なまちづくり活動に対して、経費の一部を補助するなどの支援を行う「上京区民まちづくり活動支援事業」を平成24年度から実施しています。

このたび、平成28年度の対象事業を募集します。「絆で織りなす 住みよいまち上京」を目指して、地域課題の解決やまちの魅力の向上、地域コミュニティの活性化等に向けた取組を始めてみませんか？区民の皆様の創意あふれる御提案をお待ちしています。

### 【募 集 期 間】

平成28年4月1日（金）～平成28年5月16日（月）必着

※ 御応募に際しては、必ず事前に御相談いただきますようお願いいたします。  
御相談は、申請受付期間中の平日（月～金。祝日を除く。）午前9時から午後5時まで受け付けております。

平成27年度の対象事業報告ポスターを4月15日（金）から28日（木）まで区総合庁舎1階区民交流ロビーで展示します。28日（木）には午後6時半からポスターセッションもあります。

ぜひお越しください。



上京区マスコットキャラクター

かみぎゅうくん

### 上京区役所地域力推進室総務・防災担当

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

電話 075-441-5029 FAX 075-432-0566

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyō/>

## 平成28年度 上京区民まちづくり活動支援事業 募集要項

### 1 目的・概要

上京区基本計画に掲げるまちづくりの将来像「絆で織りなす住みよいまち上京」を築くために、実施される上京区民の自発的、主体的なまちづくり活動への支援（補助金の交付等）を行い、地域コミュニティの振興と区民参加によるパートナーシップのまちづくりを図ります。

### 2 対象団体

上京区内で、企画した事業を主体的に実施し、活動できる団体・実行組織（以下「団体等」といいます。）を対象団体とします。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体等は対象外です。

### 3 対象事業

#### (1) 対象となる事業の内容

上京区内で対象事業期間内に新たに実施され、団体等自らが地域課題等を具体的に解決していく事業で、上京区基本計画に基づく5つのテーマに資する事業を対象とします。

<上京区基本計画に掲げる5つのテーマ>

テーマ1 「自治と地域力」多様な住民が地域活動を担うまち

テーマ2 「まちの安心・安全」住民が守る安心・安全のまち

テーマ3 「福祉と健康」ともに喜び、支え合うまち

テーマ4 「地域振興」文化と伝統を生かした賑わいのまち

テーマ5 「環境」暮らしの中で環境に向き合うまち

ただし、次の事業は、対象外とします。

- ① 営利行為、宗教活動及び政治活動に関する事業
- ② 学術研究や施策・計画提案・提言を行うことを目的とした事業
- ③ 地域で既に恒例となっている事業  
(学区まつり、学区民体育祭など)
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 法令に違反する事業
- ⑥ 事業の効果が特定の町内のみなど限られた範囲にしか及ばないと推定される事業

#### (2) 対象事業期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

ただし、活動初動期の取組が複数年にまたがる見込みの事業については、3年度内（平成31年3月31日まで）に実施されるものを対象としますが、補助金の申請手続は毎年度必要です。

## 4 補助金

### (1) 補助金額及び補助限度額

補助金額は、次に掲げる額のうち、最も低い額を上限とします。

#### ① 補助基本額（※）の2分の1

※ 補助基本額＝補助対象となる経費の合計額＋マッチングファンド相当額の合計額

#### ② 補助対象経費の合計額

※ 本補助金以外の収入がある場合は、補助対象となる経費から当該収入額を控除してください。

#### ③ 500,000円

### (2) 補助対象となる経費

#### ① 当該事業の実施に必要な経費で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに支出されるものを補助対象とします。

【例】・ 講師等への謝礼金

- ・ 事務用品等消耗品の購入費用
- ・ チラン、資料等の印刷、制作、発送に要する費用
- ・ 講師、活動に従事するボランティア等の交通費
- ・ 会場設営等直接必要な役務にかかる費用
- ・ ボランティア保険等の保険料
- ・ 会場使用料及び機材等の賃貸借にかかる費用

#### ② 飲食に係る費用や人件費、記念品費、備品費、団体等の運営に係る費用、固定資産の購入等に要する費用、その他適当でないと認める経費（領収書がなく支出の根拠が確認できない費用など）は対象外とします。

### (4) マッチングファンド相当額

マッチングファンドとは、区民・企業・行政等が、活動に必要な資源（ファンド）を出し合い（マッチング）、知恵と力を生かすことにより、より規模の大きい活動を協働して実現させる制度です。

上京区民まちづくり活動支援事業（以下「支援事業」といいます。）においては、当該活動を行うための資源として、ボランティアスタッフ（活動に無報酬で参画する人）の活動時間を、一人1時間当たり500円の人件費として換算し、補助金の計算に反映させることができます。

※ マッチングファンドは、ボランティアスタッフの人件費換算分の一部を補助基本額の計算に使える制度であって、ボランティアスタッフの収入（最低賃金）等を保障するものではありません。

### (5) 募集枠

4,200千円（参考：平成27年度3,500千円）

### (6) 他の補助制度の補助金

国、地方公共団体、独立行政法人等が交付する補助金（助成金等）を併用することができます。

※ 交付決定を受けた場合や申請を予定している場合は、必ず収支予算書に記載してください。

## 5 申請手続

### (1) 申請方法

平成28年4月1日（金）～平成28年5月16日（月）の平日午前9時～午後5時に上京区役所地域力推進室まで申請書類を持参してください。

なお、必ず、事前に御相談いただきますようお願いいたします。相談日時の予約は、総務・防災担当（電話441-5029）へ御連絡ください。

### (2) 申請書類

申請書は次のとおりです。既定の様式については、上京区役所ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyoo/>）からダウンロードできます。

#### ① 交付申請書（第1号様式）

#### ② 事業計画書（第2号様式）

※ 複数年にまたがる見込みの事業については、複数年の事業全体の内容と予算の概算を記入してください。

#### ③ 予算見積書（第3号様式）

※ 複数年にまたがる見込みの事業については、当該年度の事業に係る予算を記入してください。

#### ④ マッチングファンド相当額計算書（第4号様式）

※ マッチングファンドを利用されない場合は不要です。

#### ⑤ 団体等の規約、定款等（様式自由）

#### ⑥ 団体等の構成員（役員）名簿（様式自由）

#### ⑦ 団体等の活動状況のわかる資料（様式自由）

### (3) その他申請に関する注意事項

- ・ 申請にかかる経費は、申請する団体等の負担とします。
- ・ 申請内容について、確認させていただく場合があります。
- ・ 提出された申請書類等一式は返却いたしません。
- ・ 提出された申請書類等は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合があります。

## 6 審査

### (1) 審査の方法

6月に開催予定の審査委員会（学識者や公募委員等で構成）で、申請書類と公開のプレゼンテーションにより、次表に掲げる項目について総合的に審査を行います。

審査項目	審査の観点
公益性	上京区基本計画の推進に資する事業であるか。
計画性	事業予定、実施手法、収支予算が適切であるか。
効果	事業目的に対し、補助に見合った効果が見込めるか。
先駆性	活動内容が先進的、独創的で、他の参考となり得るものか。
将来性	将来にわたって、活動の継続、発展が見込めるか。 まちづくりの新たな担い手（学生等）の育成につながるか。

## (2) 審査結果

審査委員会での審査結果を踏まえ、上京区役所（以下「区役所」といいます。）において、予算の範囲内で事業の採択（減額等の条件が付く場合もあります。）又は不採択を決定し、文書により通知します。

## 7 採択事業

事業が採択された場合、次のことに御留意ください。

### (1) 補助金の概算払

補助金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付予定金額の2分の1までの範囲で、事前に交付することができます。この場合、事業完了後に補助金の精算をします。

### (2) 広報等の支援

上京区総合庁舎の区民交流スペースを利用する場合、使用日の属する月の2箇月前の1日（土・日・祝日の場合は、直後の開庁日）から申し込むことができます。

また、区役所業務に支障のない範囲で、チラシ等の配架、市民しんぶん上京区版や上京ふれあいネット「カミング」への記事掲載等の支援を行うこともできます。

### (3) 事業内容等の変更、中止

申請書類に記載していただいた事業内容、予算等の変更や事業の取りやめには、区役所の事前承認が必要となりますので、早めにお知らせください。

変更内容によっては、再審査や補助予定額の減額等を行うことがあります。したがって、補助金なしで実施していただくこととなる場合や、事前に交付された補助金があれば返金をしていただく場合があります。

### (4) 事業報告

事業の実施状況について、適宜情報提供いただくとともに、年度末までに事業を完了し、次の活動完了に関する報告書類を速やかに提出してください。

※ 複数年にまたがる見込みの事業については、当該年度分について報告してください。

- ① 事業完了届（第9号様式）
- ② 収支決算書（第10号様式）
- ③ マッチングファンド実績報告書（第11号様式）
- ④ 領収書
- ⑤ 記録写真、パンフレット・チラシほか活動内容のわかる資料

### (5) 補助金の交付

事業完了報告を受け、その内容を審査のうえ、補助予定額の範囲内で補助金額を決定し、補助金を交付します。

### (6) 補助金の取消し

虚偽申請や目的外使用など不正が発覚した場合は、補助金の交付決定を

取り消し、交付金を返還していただきます。

(7) 活動記録の保存及び情報公開

事業に関連する書類は、平成34年3月末日まで保存(5年間保存)し、団体の事務所等に備え置いてください。必要に応じて、区役所等から閲覧や提出等を求めることがあります。

(8) 支援事業の広報

区役所が支援事業について実施する広報活動(上京ふれあいネットカミング等)への御協力(取材、写真の提供等)をお願いします。

また、平成29年4月頃に支援事業の活動を報告する場を設定し、事業内容等を発表していただく予定です。

(9) 文化芸術による地域のまちづくり認定事業について

京都市では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年(2020年)に向け、文化芸術による地域のまちづくりを推進しています。採択された支援事業のうち、文化芸術を通じて地域のまちづくりに取り組まれる事業については、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「文化芸術による地域のまちづくり認定事業」のマーク掲載に御協力ください。



掲載いただける場合は、京都市文化芸術企画課による広報支援等を行います。